

令和５年（２０２３年）１０月２３日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市中小企業活性化会議
会長 伊津野 範博

熊本市中小企業活性化会議の審議結果について

令和５年（２０２３年）７月１２日付経政発第１６１号で熊本市長より諮問のあった熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例（平成２４年条例第１２８号）第９条に掲げる施策の基本方針に基づく中小企業の振興に関する施策等に関し、同条例第１１条第２項に基づき審議したので、その結果を答申いたします。

はじめに

熊本市においては、平成２４年１２月に熊本市中小企業振興基本条例が制定、平成３０年１２月に本条例を一部改正し、名称を「熊本市中小企業・小規模企業振興基本条例」に改め、平成３１年４月に施行された。

令和２年３月には本条例に基づき、「熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画」を策定し、中小企業の振興に関する施策を計画的かつ効果的に実施しているところである。

令和２年以降、新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、社会経済活動の一部が自粛され、市民の生活をはじめ、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営等にも大きな不安と深刻な影響が生じてきた。

令和５年以降は、新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、地域経済は、堅調に回復している一方、全国的な物価高騰や原油高による影響により、中小企業・小規模事業者の経営状況の悪化や必要な支援の変化が見られており、今後も予断を許さない状況が続くと考ええる。

そのため、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や新たな事業活動の推進等を通じて、地域経済全体を発展させていくためには、創業や事業承継、販路開拓、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）や人材確保・育成等に係る積極的な施策が行政に求められる。

そのようなニーズを踏まえ、本会議においては、中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について審議を行ったところであり、以下のとおり答申する。

この答申が、今後の熊本市の施策に活かされることを期待する。

1 創業・事業承継の促進について

- (1) 事業者の廃業を回避するための方法として、M & Aの方法が取られることが多いため、事業者間のマッチングへの取組の強化が必要である。
- (2) 創業直後は、廃業率が高くなる傾向があり、廃業の理由等、深い分析を行ったうえで、廃業率を下げるための施策が必要である。
- (3) 事業承継では、第二創業の視点で、新たな価値を追求することも重要であり、支援の際は、創業支援と融合した施策を検討することが必要である。
- (4) D X支援は、事業承継や第二創業も含め、様々な分野において重要であるため、横断的な検討が必要である。

2 新たな事業活動の促進について

- (1) 越境 EC は、事業者にとって重要な販路開拓戦略であり、参入支援等が必要である。
- (2) M I C E誘致に当たっては、関係者との人脈形成に繋がる等の効果も見込めるため、特に半導体関係等のハイテク関連分野にターゲットを絞って行うことの検討が必要である。
- (3) 台湾との定期便の就航等、インバウンド需要が高まる中、その効果を最大化し、地元の事業者等へ波及させるための施策が必要である。
- (4) D Xに関し必要な教育は、事業者ごとに異なるため、事業者自身に適した情報を発見する機会が必要である。
- (5) D X推進のためには、最先端の取組を実際に体験できる機会の提供等が必要である。

3 経営基盤の強化について

- (1) 学生側の需要がある長期的なインターンシップは、社内教育に資する可能性があるが、負担も大きいため、実施する事業者への支援が必要である。
- (2) スタートアップ企業等は、資金面で余裕がないため、有償でのインターンシップの実施に対する支援が必要である。
- (3) D X推進や I T人材の育成は、継続的に取り組んでいくことが必要である。
- (4) インバウンド戦略や地域活性化の観点からは、支払方法の多様化への対応が重要であり、その取組の検討が必要である。
- (5) プレミアム付商品券は、物価が高騰している状況において、消費者支援策

としても、地元商店街の活性化支援策としても効果的であり、引き続き支援が必要である。

- (6) リモートワークの進展や地方への移住傾向がある中、引き続きU I J ターンや移住定住促進策等への積極的な支援の更なる強化が必要である。
- (7) 人手不足への対応として重要な要素であるリモートワークは、潜在的な労働力の活用にも繋がるため、その環境の整備が必要である。
- (8) 空き店舗対策について、補助対象店舗を3階以上へ拡大することや1階への出店にインセンティブを与える等、更なる空き店舗活用促進のための補助制度等が必要である。
- (9) 商店街において、老朽化や建物の構造上等の理由により店舗としての利用が難しい物件等を活用するための取組も必要である。

4 その他の施策について

- (1) 小規模事業者等においては、台湾・アジアの事業者との商談が難しいため、海外事業者との商談会の開催等、販路開拓の機会を提供するための取組が必要である。
- (2) マーケティング戦略におけるデータ分析に関し、多くの人の多岐な視点で分析することが重要であり、データ活用のためのプラットフォームの構築が必要である。
- (3) 個人の消費が社会やまちづくりにどのように関わるかを考える機会の提供が必要である。
- (4) 地域の中で経済を循環させるためには、市内の中小企業への発注額の増加のための取組や、地元の商品の購買意識を高める取組が必要である。
- (5) 半導体関連企業の進出による、人件費の高騰に伴う人材確保への懸念等、事業者への影響を正確に見定めていくことが必要である。
- (6) 小規模事業者の多くは、インボイス制度への理解が不十分であるため、当該制度に関する情報を詳しく知る機会が必要である。
- (7) 熊本市中小企業・小規模企業振興基本計画の更新に当たり、小規模事業者の声を反映させるための調査が必要である。
- (8) 事業者の二極化が進んでいる中、勢いがある事業者を分析し、可能性がある分野・事業者への投資が必要である。
- (9) 上質な暮らしに焦点を当てた地方自治体ならではの視点も重要であり、働き手の幸福度を高めるための環境作りが必要である。
- (10) 半導体関連企業の工場整備工事等の影響により、ホテル業界が一時的に

活況を呈しているが、工事完了後の需要減等の反動についても懸念があるため、長期的な施策の検討が必要である。

- (11) よりよい施策を実現するために、意見交換等を通じて、事業者等が施策立案へ積極的に参画し、行政と連携していくことが必要である。
- (12) 最低賃金の引上げ、インボイス制度の導入、価格転嫁促進等に対し、事業者のニーズに応じた細かな支援が必要である。